

Title	カール大帝治下のConventus generalisの性格：カール大帝の政治機構とその政策
Sub Title	The character of conventus generalis under the government of Charles the Great
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.3 (1952. 3) ,p.179(37)- 198(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19520301-0037
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520301-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の庄園文書から復元されたこの地方の歴史像は必ずしも明らかでないが、ここで問題となる點は恐らく次の三つであらう。第一は地頭湯淺氏の領主制の構造である。湯淺氏が阿氏河庄に侵入して支配を打ち建ててゆく過程は、大體に於いて他庄園に數多く見られる常例のコースをとっており、取り立てて問題とすべきこともないが、唯一つ特徴的なのはその激しい暴力性である。百姓牛馬を搦めとつたり、百姓の家宅に押し入つて、「ミミフキリ、ハナフソキ、カミフキリ……」といった暴行を取つたような地頭の支配構造が問題である。それは庄園制下の傳統的舊名に立ち向わなければならぬ、初期領主制の必然の姿と解してよいか否か。第二にはこれと関連して農民の存在形態が問題である。地頭のこのような暴力行爲を可能ならしめるものとして、一般農民の隷屬的隷屬状態を考へるべきか否か。それとも亦、地頭をしてかくまで暴力を振りに至らしめた農民の抵抗力の強さを考へるべきであるか、といった問題。第三には年貢の金納化の問題がある。日本の封建社會に於ける金納年貢についてはヨーロッパ封建社會の貨幣地代への推轉といつた視角からは論じ得ないものがあることは周知の通りであるが、高野山下の二僻村に早期に見るこのような現象は、如何なる歴史的性格を有するものであるかという問題。以上三つの問題に就いて何等かの解決への手掛りを見出すべく努力したのであるが、遺憾乍ら阿氏河庄關係の史料のみからは、かかる問題に就いて何等積極的な主張をなしうるだけの根拠を求めることが出来なかつた。これらの問題については今後高野山領下の各庄園の検討を通じて次第に判明することを期して、今は唯阿氏河庄について若干の素材を提供するに止める。

(一九五一、一一、一)

カール大帝治下の

Conventus generalis の性格

——カール大帝の政治機構とその政策——

宇 尾 野 久

アインハルトは書いている。「カロルスは全ガリア(フランク)の支配を憎望せるティラノス達を壓服し、ガリアを占領せんとするサラセン人達を阻止する二回の大戦——一はピクタヴィウム市近くのアクイタニアで、他はヴィルラム河近くのナルボン附近——で打破り、彼等をイスパニアに逃れしめ、父ピピンから送られたマギストラートの職を實に立派に管理した。』(アインハルト、*ヴィタ・カロリ・マグニ*)。スエトニウスふうの記述が示すように、カールの國家の成立は、國內のこれらのティラノス達の制壓と外敵(異邦人)の撃退をもつてはじまる。先づ國內の分析から始めよう。マヨール・ドームス、カール・マルテルはフランク國王の權力を去勢しながら、國家支配の實權を自己の掌中におさめ、國際政治の急所を握る立場を活用しローマへのキヤステイング・ポートを政治的に利用する機会をえ與えられた。フレデガールの續年代記は、この間の事情を指

カール大帝治下の Conventus generalis の性格

三七 (一七九)

摘している。「教皇はローマ皇帝の側からのキ・ブレンケンヌ・カールをローマのコンセルに任命するようその契約を宣誓した。』(J.P. Migne *patrologia latina*. Tomus, LXXI. pp. 680-681. *cf.* Funk *Brentano & The Earliest times*, p. 306. 無條件に引證したコンスタンチノールに對する教皇を媒介としてこの政治的間隙に對して「Medieval Italy」の著者 Cotterill は、鋭く次のように論評している。「ある年代記者——若干信頼のおけぬもの——はコンセルとして「三世」が皇帝の側からのカロルスをローマのコンセルとして「三世」の宣誓をせよ」と主張している。』(Piræne *Mohammed and Charlemagne*. p. 222. 對照)。「しかし問題の個所の混亂は Migne *patr. Latin*. a.a.o. の脚註と *cf.* Aimoin の *続々* による “*Eccliam a Langobardorum tyrannide liberatam et a patribus Langobardorum recederet, ac Romanum Consilium praefatus princeps Carolus sanciret*” 『教會をランゴバルドの横暴から解放し……ランゴバルドの方からのき、主長カールをローマのコンセルの職に任命する』からも起つてゐる。』

アウストラリアのレウデスによつて固められていたこのセニョールこそは、まさにアントルスチオネを引具するフランクの最大のセニョールの創始者となつた。

ユストウス・メイザーは、カール大帝のもとでは「公a、伯b、及び首長は軍役にあつた、丁度大司教、司教および牧師が

聖界の序列に於ては「同じく」(Möser, Osnabrückische Geschichte, I. Band, s. 240-241)と書くが、フランクの國家創造の Zellen (cell) であつたフランクの聖職者は、カロリಂಗー朝ではまさに政治、軍事、財政機構の整速輪なのである。(もつともトールのグレゴールは、「フランク人史」三七節で、「ツアレンチニアヌスの死後、全帝國の相續者、ヴァレンスは教會を軍事奉仕に強制し、こぼむ者はむちうたねばならないことを命じた」(ミニエ、教父全集、ラテン語篇、七一巻、一八〇頁)と云つてゐる)。

これは、カール・ドームスのカプトラー(Karimann principis capitulare 742. April. 2)は次のように規定している。「神の奴がすべてがすべて武器をたずさえて戦闘し、また戦陣で敵中で指揮をとることを余は全く禁止する……一、二の聖徒が馬をそのうらは、主長が「それを」所持することとなることな」(M.G., Legum. Sectio II)

トムブソンが「フューダール・ジャーマニイ」(三〇二頁)で『おほ』とリチアードは書いた、「ドイツではなんと剛勇で好戦的であることよ。もしイギリスでこのような大司教をつくり得たならばそれはすばらしいことだろう。』と云つてゐる。フランクの聖職者達が、好戦的で、勇武であつたというよりは、われわれには、こういつたフランクの政體と史的條件が、しからしめたものとうけとられる。もちろんわれわれは、コーデックス・ラウレス・ハメシスの編纂者 Karl Glocker が、その

第一巻(三二頁)で「まさしくボッセルトはフルダのヘルバルトに反對して、ロルシユは、誇らかに王の保護をなした、教皇の保護にもついでたことをみとめてゐる。』(A) Bosselt はただ一度、王と教皇への手紙の中で次のように云つてゐる。王も皇帝もローマの教皇も、誰にも特許が屬しないと余は認める。』と云つてゐること、さらに聖堂の基盤を構築した教皇グレゴリウスの聖堂經營の才や識見を鑑とするグレゴリウスの・トロネシスの卓抜したインゲニウム等々からフランクの聖職者達の特異な性格を汲みとることが出来る。(Migne, Patrologia Latina, Tomus LXXI.)

だがそれらを包攝する歴史の運行は、はるかに次元が高く、廣大かつ深遠である。フランクの歴史がその全生命の諸結果としてのみ出したフランクのカタストロフは、カール大帝の如き英才でさえもいかに個人的な天賦の才がその限界をもたねばならなかつたかを示している。

まさしく歴史的個のエートスは、無限の深さをたたえる千古の湖底のように、また無限の多様さをもつて躍動する瀑布のように、幾多の歴史的時間を内包しつつも自然的時間に媒介されておのずからそのオリエンティールングをとる。(少くともあの輝かしいワイマール時代「クローチエ」を革命したドイツの二人の天才とその歴史的完成の時代までは)。

フランクの國家創造のたたかいが、イスカアエゾオネースから發したサリ族によつて行われたとき、西ヨーロッパの世界は

いまだ若々しい活力をたたえていた。それはゲルマンの世界が、充實せる力を發現する歴史的條件が内外に成熟しつつあつたからである。古代から中世社會への移行の過程で、さらにユンスタンチンブルのラティン・インパイアとフランク帝國の二つの世界の形成過程で、ゲルマニオンは、それぞれの部族が世界史の上で行動する複雑な構成とその生命のスパンニングの蓄積を準備してゐた。

テオドリックの東ゴート、さらに西ゴートの世界を形成したゲルマニア奥地(現在の東プロイセン)のゴート族(ゴート、ブルグンド、ワンダール、スキール、ルーギー、バスタールナ)、近世史に巨大な展開をとげるユトランド半島に移動する西北ドイツのインガエゾオネース族(フリースイー、テット、カウキ、ザクセン、アングリ、ユート「エウドセイス」)、ケルスキ、ワリーニ)、われわれの今問題とする時代の中心をなすライン左岸のイスカエゾオネース族(ウビー、カマーヴィー、ブルクテリー、スウガンブリー、テンクテリー、ウシペテイス、「トリボーキ、ウングォオネース、ネメテイス」)、マツク・ウエーバーやリユトガが、ティプチレンした中部ドイツのヘルミノーネース族(スエービー「ランゴバルド、シユワーペンリアレマンネン、ヘルムンドリーリ「シュールンゲン」カトテール「ヘッセン、カトアリー」)、ヴェーラーの支持するスカンデナビア族(ビルヴィオオネース)のゲンス(ジッパ)の史的構成の展開過程は、現在消滅してしまつた小部族の消長をも

カール大帝治下の *Conventus generalis* の性格

含めて)それを把握するためにわれわれが現在到達した古ゲルマニオンの農制や法制やエスノロギーやアルカオロギー、言語學、地名研究のわずかな智識を無價値ならしめるほど困難な問題を歴史研究者に課している。もちろんシュニット以來のすぐれた業績はあるが、われわれはまさに天空に向つて魔天樓を架するの感なきを得ない。

(註一) Krahe, H., Indogermanische Sprachwissenschaft, 2. Aufl.

(註二) Ernst Gamillscheg, Romania Germanica, III. Band, von Helbok, Die Ortsnamen im Deutschen.

1944 等によつて第二次大戦後もその研究が続けられてゐることが知られる。

だがワイツ、ロート、クランジュ、エンゲルス、ハインリッヒ・ブルンナー、ドープシュ、ビレンス、プロック等の巨才によつて、また資料としてはミニエの無限の沃野によつて示現されたフランク社會は、その多くが王室文書や聖界の記録の投影であることのきらいはあるが、古ゲルマニオンの史的行動に對して格段の光明をもたらす。

ゲルマニア奥地(とくにユトランド東岸からバルト海沿岸にかけて)の諸部族が、めぐまれた民族文化成長の環境と意外なローマ文化の攝取(ドープシュのいわゆるバルトの橋のヒンターランド)によつてその將來の展開を保證されたのに對し、サリ、リプアリア族は、まさにローマのリーマスをのりこえて、

ローマ世界に飛躍せねばならなかつた。(註) トールのグレンヨールは、「フランス人史」第二篇、十節で「フランクのレックスのうち誰が最初の者であつたかは、多くの者から無視されていゝ」(Migne, p. 202) とすは、同じ問題提起を、「Sulpicius Alexandrus の歴史は、……一番最初の王の名をあげず、彼等がその duces (首長連) をもつていたと述べている」と證言する。』民主的なサリ族が、その部族的軍事構成を根幹として、軍事、行政のストラトウムをのみ出すまでに、すでにキツィタース、ガウ等の部族的行政單位(人的結合)のみならず、フンデルトシャフトやタウゼントシャフトの純軍事的組織や Dignatio (權威) (Tac., Germ., 26) が形成されてきた。(註) M.G. Auctorum Antiquissimorum Tomi V pars prior. "Jordanes, Romana et Getica" に於る軍事行動の基盤は、無秩な蠻人の群とは考えられ得ない。』ゲフォルグシヤフト、レウド、レウデサミオ等については、パウエル・ロートの綿密な研究以來幾多の優れた業績をうみ出したが、反面史的素材の微細な関連や性格の探究の結果、滋味豊かな歴史の全生命の有機的な営みのビルドを見失いがちなものとなつた。

メロヴィンガーの部王たちが、王權を獲得または強化して眞の君主となるには、このような族的行政制度、部族連合、族的軍事制度が再構成されねばならない。メロヴィンガーの諸勅令を綿密にたどるなら心へと。 Chilperici Edictum 561-584 Edictus comni chilperic regis 及び antrustionibus や

leodisbus といったような文字は見出されない。それ以前の勅令の内容は、ほとんどサリカ法典ののべるところといくばくの相違もない。

メロヴィンガーのレックスが、タキトウス時代の部王や首長等と格段に相違してゐるのは、その文字によつて表現されたことばによつてではなく、それをうみ出してくる社會的基盤のゆゑである。ビュートアス(前三二五年)やストラポーン(西紀後八年)によつて傳えられる琥珀の採集や狩獵で生活し、遊牧民のように身輕に移動するゲルマーネンが、カマサル(後五二年)の傳えるように、ゲルマニアの森林や海岸、沼澤地帯でアジアから齎らした農耕技術を牧畜に結合し、なかば遊牧的な生活営みつつ、大ブリニユウス(西紀後七七年)の傳えるように冬期には、地下の穴蔵で住み、女子がそこでたを織つてゐるような段階にまで前進し、タキトウス「後九八年」が Germania, 16 の記述によつて Materia informi (丸太) でつくられた小舎で住んでゐる状態からくらべれば、(mansus) マンススに生活の據點を置くメロヴィンガー時代のゲルマーネンの生活状態はもはや比較にならないほど進歩してゐる。

(註) 原子時代に住むわれわれが、ゲルマーネンの出土品の年代確定、つまり pollen analysis による森林の有無や自然年代の確定、出土品の原子的分析や Hochacker の地質學的検討によるその自然年代や技術段階が明らかにされても前述のように歴史形成の主體的アクターである部族の性

格や史的行動が明らかにされぬ以上、巨大な困難に逢着する。エジプトやギリシアにみられるようなオストロコンやパピルスやインシニリフテンの如き記録のない以上スクリプトール 自體の新たな段階での嚴格な考證を輕視すべき理由をわれわれはいささかも見出さない。もつともスカンジナビアのインシニリフテンについてエンゲルスが若干言及してゐる。

もちろん、ローマ社會のような早くに人的、物的關係が展開し、公私の政治、法律、社會、經濟關係が急速に展開するとは異り、ゲフォルグシヤフトの永い傳統が一舉に消滅しきらぬとは言へ、すでにアントルスチオネスやワサルの場合には、族的條件によるものではなしに、對人的な個別的な關係にまで展開してゐるのであり、兩者間の社會的地位の差異にはいちぢるしい懸隔ができてくる。少くともタキトウス時代のゲルマーネンには、ライン左岸のウビー族やローマに服屬した支族(アグリ・デクマテス(Agri Decumates) (地名)に住む)バタキー、マトテアキー)やローマのプロヴァンス内に居住した人々以外にローマのような私的な關係、またはレス・プーブリカの公法的な關係は知らなかつたであらう。ローマ社會が都市國家であるとすれば、ゲルマーネンの社會は、部族連合(キヅイタース・ガウ)に媒介されたアインツェルホーフの聚落にすぎない。ロムルスに發するローマの帕特ロニス・クリエンテス關係は、自由な古典的市民社會の所産であり、ゲルマーネン

カール大帝治下の Conventus generalis の性格

のような族的關係をみじんもとどめてゐない。(註) Botsford, The Roman Assemblies. 1909. Comitia curiata, Comititia centuriata 參照。

歴史時代の Princeps が、社會的身分をそのことばに Paul Roth, Geschichtes des Beneficialwesens. 1850. s. 7 以下のボレニーンによつて詳論されてゐるところであるが Wührer & Litge, Dopsch によつてふえられたゲルト社會にみうけられるような先驅的な封建的性格を古ゲルマーネンの社會に想定し、部族社會におけるいわゆる「ケルントヘルシヤフト」を想定すべきか否かについては、われわれは輕々に斷し得ない。(F. Funck Brentano, 1927. Ibid. Chap. 11. H. Hubert, The rise of the Celts. 1934). Stände 自體の經濟的基盤に巨大な問題があると同時に氏族や部族自體の性格や行動が不明だからである。

Tacitus, Germania. 13 にみうけられる Comitatus がけつしてローマの發展した市民社會におけるような clientes の状態でなかつたことは「著しい高貴の生れ又は祖先の偉大な功績によつては年少者であつても主長の恩顧があたえられる。」(Ibid.) と記されてゐることとローマ社會の後期の Clientes とおもわれ得る Varro が Rerum rusticarum, XVII. 2 の…… iique quos obaerarios nostri vocitarunt と記してゐるローマ人の状態と比較してみれば明瞭とならう。(ロムルスの時代というよりは共和制時代のローマの都市の clientes

Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Das Privatleben der Römer*, 1886, Teil. 1, s. 200 以下『たとえばローマと Hospitalitas (交友) 契約をもたず、祖國たる市邦から追放され、ローマに流浪せる共同体の人間は、ローマで法的地位も生活の資ももたなかつた。これらの人には二つの道が残されていた。つまり進んで奴隷になるか、ローマ市民の保護に身をまかす(身をよせる "Se applicare") かであつた。』(Cic., de orat., 1, 39, 177.) との(175)。

ゲルマニアの國內の生活状態やその條件についての記述は、タキトウスおよびプロトレイオスをもつてたえている。しかしインシュブリフテンやその外のはるかになまなましい出土資料が歴史を語りつづけている。われわれはさきにバルトの橋を挙げたのであるがその實體について語らなかつた。今や新たな史的展開のもとで、ブリニョウスやタキトウスの時代にたえていた古い商業路、つまりモラハ河とオーデル河に沿つて琥珀海岸へ通ずる第一の通路とエルベ河に沿つてボヘミアに通ずる第二の通路の復活が問題となる。(まことにあらゆる路はローマに通ずる。)バルトの橋のヒントーランドに關して誤まられやすいのはこれらの通路の中斷のうちに黒海沿岸のギリシヤ都市から東方へ、つまりドニエプルとドニエストルに沿つてウイツスラに至る商業路が発生したことにある。だがブロンベルグ附近やエーゼル島で発見された流通手段である貨幣の中にはあきらかにギリシヤやシキリアやキレニアの貨幣とともにローマの貨幣

が発見されている。(ゲルマーネンが是を愛がん物としか否かは、彼等が銀デナリウウス (Serrati brattigae) の方をこのんだという形跡以外には知られない。)是らの最初ケルト人によつて発見された通路が新たな移住者であるゲルマーネンの平和の恢復とともに再び復活されたにそらうない。この時代のゲルマーネンの物質文明が、いかに飛躍したかについては、青銅のスリーブ皿、重量計器、金や銀で作られた特別な容器、ひじように普及していた粘土製のランプ、青銅や金および銀でつくられたくび飾り、頭飾り、腕環、指輪、くし、毛抜き、耳かき等の化粧道具等々西紀後二世紀にローマで支配していた好みの影響と認定されるようなゲルマニアでの出土品が、明らかにゲルマーネン自身の生活水準の高揚を示している。このことは、タキトウスのゲルマニア、十七でみられるびじたり體にあつた衣服を身につけている *looplectissimi* (もつともとめる者) たちの生活状態だとしてもその意義は、少しも減少しないだろう。さらにバルチック海やエトランド半島の東側の多島海域における海上交通の發展をしめすシュレスウイツヒのニイダム沼で発見された長さ七〇フィート幅八一九フィートの櫂でつくられた大型船の出土品が、この間の事情を明瞭にものがたつている。

敗北 (A・D・九年) 後のローマは、體勢上衰退の途をたどり大ローマ帝國の廣大なプロヴァンスへの支配が衰退するにつれて、ゲルマーネンの國家創造のはげしい戦がいくたびかくりかえされた。二・三世紀に蓄積されたゲルマーネンの諸力の爆發後のコンスタンチヌス大帝のコンスタンチノーブルへの遷都は、その後の個別的なローマ軍團の類勢がすでに政治、軍事、社會、經濟的におおいがたかつたことの證據とみなされる。ゲルマーネンの諸部族が、西ローマ帝國へ怒濤の如き進撃を開始したのはいわれないことではなかつた。東ゴート、西ゴート、ランゴバルト、アングリー、サクソニーネス、サリ、リプアールの諸族は、ローマ帝國を寸斷し、自己の民族的生命を伸張した。ゲルマーネンのゲフォルグシャフト→セニョラート (そしてアントルスチオン) →ワサル制度もその具體的な王權の伸張とゲルマーネン諸部族の歴史的躍動の中でとらえられてこそは心めてその同一性と差別性、歴史的エートスとロコスの全的な姿で把握される。

ヘレネスの民族移動、ヘレネスの文化發展にみられる如き悲劇的要素 (部王または族的貴族の没落) が、個別的にゲルマーネンの社會に存在したとしても英雄時代の完成された時代の表現としての敘事詩にまでは高められ得ない根據もそこにある。

(註) 『Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Wissenschaftliche Behandlungsarten des Naturrechts*, s. 501-502. 悲劇は、傳習的な本性が、その非有機的なことのため、カール大帝治下の *Conventus generalis* の性格

に悲劇がその傳習的な性格と混合せず、宿命として自己から分離し、自己に對立したその認識によつて兩者の統一としての神の本體との戦で、さらに宥和する。』との(175)にまた *Die Kunstreligion*, s. 558. の『*Mythos* ことば、悲劇は、本質的な世界と行動的な世界の分離の契機をさらにもまた密接に統一する』との(175)にまた *Die Kunstreligion*, s. 558. の『*Mythos* ことば、エポスを總括する時代の空氣は、十二・三世紀のゲルマーネンの社會にさえなを缺けていた。 *Nibelungenlied* や *Chanson de Guillaume d'Orange*, *Chanson de Roland* の様に異なる言語によつて表現される英雄詩が、修道士によつて作られたという事情の相違もあるし、詩人のインゲニウムが大きな問題となるが、われわれにはクロウヴス時代にみられるホメーロス時代におけるような数多くの小玉國の存在という個々の類似點の列挙以上に、いわゆるヘレネス、ゲルマーネンの軍事的民主主義の決定的に異つた歴史的發展方向の把握が問題なのである。それを把握するインゲニウムこそが、あらゆる時代を通じての歴史家の生命線だからである。

カッシオドールスのヴァリアイアやグレゴリウウス・トロネンシスのヒストリア・フランコルムムやアインハルトのザイタ・カロリ・マゲニのような歴史的反省が生まれても部族國家が都市國家に轉化する史的條件がかけており奴隷を捕獲し、販賣することは知っているが (なお James Wastfall Thompson,

Feudal Germany, p. 496-497. 王位繼承 Kingdom of Samo 條註。Prenne, Mowammed and Charlemagne, p. 97. That Samo of whom Fredegarus' records that he arrived in the country of the Wends at the head of a troop of merchant adventurers, in 623-624, was certainly a slave dealer. I Fredegarus, op. cit., IV, 48. Cf. G. Verlienden, Le Frank Samo, Revue belge de philologie et d'histoire, Vol. XII, 1933, pp. 1690-1695.) 王位繼承手続に關し、都市封建文化を形成し得たマンマーネンとは、マルコローフの土地のテリトリー(三分の一)を満足し、聖堂財産を王の直領(デューラ)に奴隷をたらわら半ば人格を認め、この業社に王を奉じつゝの。(Gunttamar regis edictum 13, 14. Decretum Compendiuse 7, 8, 19.) (カザルマンヌ「封建社会」(一頁—二五頁) 註釋) Pippini capitulare Vermeriense, 7) & Vergeld (J.P. Migne, Patrologia latina, Tomus LXXXVII, 711. Marculf monachio. Formulae-Lib. 1, d.) Virgilius) 及び他土地の人民を階級の規定及び領有をせよ。カザル Pippini Capitularia XIV 14. De die dominico 及び其は「マンクム・サリカをコマンメ」の條に於ける。Pippini Capitulare Aquitanicum 6. 2. 新たなマンマーネンに benefitium が認められしべが、

「(註) The capitularies were not laws, but regulations for the administration of the kingdom, sometimes not even that, but merely instructions drawn up by the king for his agents, or confidential notes for their use. (F.F. Brentano, a.a.o. p. 335.)」

條註の Agraria & Pascuria 並びに Chlotharii II praecipio II. 及びその條に於ける「マンマーネン及び後には、教會財産に對する保護規定の條に於けるもの」。

Marculf monachio. Formulae-Lib. 1. Caput XVIII. De regis antustione 及び其條に於けるマンマーネン及 Alfons Dopsch 及び Verfassung- und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, s. 114 及び P. Roth の「Ein verkehrter Handwerker」時代の條に「einen allgemeinen Urterbenerverband」を規定する句を批判しつゝの註に「ローンは、このような社會の所産であり、此の「マンマーネン」の都市國家におけるような公「私法に於て之を關係しよるもの」。

(註) The capitularies were not laws, but regulations for the administration of the kingdom, sometimes not even that, but merely instructions drawn up by the king for his agents, or confidential notes for their use. (F.F. Brentano, a.a.o. p. 335.)

われわれが史的範疇を構成するにすれば、純粹に考察された經濟的範疇の理論的、抽象的構成となり、史的條件と統一されたコンプレックスとしてのエートムの矛盾が、歴史的インディヴィジュアルリテートの低次の段階から統一的な高次の史的構成へいかに展開してゆへかを(その逆關係をも含めて)相對

的獨自性と關連性の全面的な可能性と現實性＝發展性においてとらえなければ、史的研究はやがてその生命を枯渴してしまふだらう。

カロリングのワサル關係の法的根據についてもわれわれが、その政治＝軍事、社會經濟的構成を捨棄して、法令その他の法學的解釋のみをするのではなくその全性格をとらえるならば、より内容豊かに構成しうるだらう。

たとえば「トール書式集」四三にみえる法律關係をば、H・ミタイスやカルメントのように法律的觀點から固定して見るのではなく、カールの國家の人民の構成と關連して考察するならば、このばの嚴密な意味でのワサルとも二種の補佐關係がその相互移行關係において自然に考察せらるるわけであり、傳統的な純粹なワサル關係とともにカロリングの國內政治の二つの要因とみなして差支えないのではあるまいか。(法令の解釋からは、王、方伯、聖俗貴族のワサルまたは「自由民、半自由民のワサル」をら Brunner の問題とこと(D.R., II. Band, s.s. 77) 十二歳をえた子女の自由民等々の區別が「應考せられしるもの」(カザル Mare Bloch, La société féodale, La formation des liens de dépendance. 1949. Livre II. La vassalité et le feo. 對照) の問題は聖堂財産の王による收用と並んで中世國家の性格を考察する場合の一つの示唆ともなるので、大きな意義をもつと考えられる。勿論それは直線的な系譜をなせず、中世的政治關係の中で具體的に檢討

カール大帝治下の Conventus generalis の性格

されねばならぬのであるが。) ことにそれはカール大帝の國家政策の史的限界としてあらわれてくる民衆の窮乏化の時代には、再び大きな意義をしめけると考えられるからである。

カールの國家機關としての查察使 (Missi vel missus) はカールの國家の性格を反映するものとして、また國家機能の actores としつゝ Comitibus, Sacerdotes とも重要な要因であるが、その職分と機能は、多岐に及びつゝあり、行政監督官たるのみならず催兵の機能まで果す。(Capitulare missorum de exercitupromovendo. 808. 49. Glossar de Ducange, Missio, missorum, Missi, 828-836. p. 參照)。Heinrich Brunner 及び Deutsche Rechtsgeschichte, Zweiter Band, s. 253. 以下に missi domini, fiscales, regis, regales 及び missi の「ミッス」ななかで missi 及び「モロウンガー時代には、legatarii と呼ばれたがその時代にもすでに存在したことを明示して置く。Dopsch の「前掲書」一九一—二二頁にわたり、missi の制度を説明しつゝ「カール大帝が、それをもつてなか新しいものを導入したことに對しては、われわれは、知らなかつ」の「ミッス」。「モロウンガー」の「unorganische 及び Wanderinge missi (missi discussores) が、カールマンマンの才腕による「orientlichen Missi」に轉化したゆゑ「マンマーネン」では、この制度の大規模な展開によつて、國家の性格に應じて、その性格も轉化してつゝたと思はれる (Monumenta Germaniae Historica. Legum, Sectio II. 及びその條註

ミンの諸勅令(對照)が、カールの國家が、ただたんに諸豪族(「チロマーネ」) Tyrannosを制壓するだけであつた、これを國家的に組織してゆくためには、キリマン・ローヤの「こと」を國家構成をもたぬ以上いかたしても既成の行政要因に國家權力を賦與することは、教じかたなかつたのであろう。(「あつた」H. Brunner, 2. a. o., s. 255. Die auf Beseitigung des Stammesherzogtums gerichtete Politik der Karolinger konnte auf die Dauer nur durchgeführt werden, wenn als Ersatz der Herzogtums ein andere, zwischen Königtum und Grafschaft stehende Gewalt geschaffen wurde. 2. a. o. s. 255.)

ユストゥヌス・ヌーサーは「これらの國家機關の形成とその機能」(「Osabruckische Geschichte. Erster Teil, s. 43. Der Anfang königlicher Richter, Viertes Abschnitt, s. 11.その他興味深い書」)「(Zitiert Migne, Patrologia Latina, tomus, LXXIX, LXXXVII, LXXXVIII, LXXXIX 及び CIV に進め)。

二

カールの對外政治は、けつして國內政治とを離して考えることはできない。上述のようにカールは西ローマへのキヤスタインゴボートをにぎつてはいたが、コンスタンチノーブルへの積極的な政治攻勢にうつる政治的モメントはなかつた。それは

ザクセン人やアヴァール人(七九二―七九七)、フン(七九一―七九五―七九七)やデーン人(七九三―八〇四)「また Charson de Roland, Chanson de Guillaume d'Orange」に讚美されているアラブ人(七九三)との戦やカールの庶子 Pipin sgher の叛亂を制壓し、かつ國內のタイラノスを壓服せしめねばならなかつたからである。

だがこのような相づく戦亂の Geschichts だのみ目をうけられることなく、カールの對外政策の根源をたどつてゆくならば、われわれは遠く、「(「ロム」)オマ・カアイサレオス」戦史」第五篇「ゴート戦」に詳記され、パトロロギア・ラティナ、一〇四巻にみられる)カッシオドールスの名文によつて知らずけられたテオドリク大王のゲルマーネン政策にまで進むことができるであらう。もちろんカール時代の國際情勢は激變をとり、聖界における法燈分裂という條件が、諸民族の擡頭とともに新たな世界史の扉を叩いてはるが、Rex Francorum et Langobardorum ac patricius Romanorum の對ランゴバルド政策にみられる經過に照すとき、いまだ國際政局の舞臺ローマに進出するだけの充實した國を準備せず、テオドリクによつて示された、部族的宥和政策や婚縁關係のうちに踞踏している。

だが Barbarus (「Biebaos」)ということばによつて侮蔑的に表現されたいわゆる異邦人が、はたして名實ともにそうであつたかについて、われわれは、諸記録の検討をとおしてさらにそ

の性格を究めねばならない。

カールの大敵であつたザクセン人の生活様式について Capitulatio de paribus Saxoniae. 775-780. (M. G. Legum, Sectio. II, s. 68.) が語るところから「たことば」

(四) キリスト教の蔑視のために聖四旬節の精進をあたどり肉食を犯す者あれば、死刑に處せらるべし。

(六) 異教のやり方にしたがつて、悪魔であざむかれて信じある男または兇惡な女でも人間を食うべく、このために自からをやき、あるいは彼等の肉を食われるためにあたえ、あるいは自から食する者なれば、斷頭の刑に處せらるべし。

(七) 異教の儀式にしたがい、死せる人間の體をやきこわしその骨を灰にするものあらば、斷頭の刑に處せらるべし。

(九) 人間を悪魔のいけにいにし、異教のやり方で敵中で悪魔に齎らす者あれば、死刑に處せらるべし。

[No translation may be etiquette of the historians.]
等からただちにゲルマーネンの文明を云々しうるであらうか? アイザハルトをはじめ、キリスト教信奉者にとつては他の神々は、悪魔か邪神であり、アリユス教もまた邪教であつたことを忘れてはならない。サクソーネスがかくも蒙昧であるならば、そしてフランク人との武備の差が著大であるならば、サクソーネスが、Lübaca の勝利を得ることとはとうてい不可能であつたらう。われわれは、勅令作成者やフランク人の感情にのみしたがつて歴史を構成することはできない。

カール大帝治下の Conventus generalis の性格

四七 (一八九)

最後に西ローマにおけるカールの戴冠は、以上の諸事情を如實に物語つていた。西ローマの法皇ステファヌス三世(七六二―七七二)がランゴバルドの壓迫をフランクの援助によつて排除しようとしたときには、カールは上述のようにいまだとうてい西ローマの皇帝となる機運にめぐまれなかつた。ビビンの死後七七〇年のアクイタニアにおける Duces Hunold の叛亂を鎮壓することがその最大の仕事となつていた。だが八〇〇年はカールにとつて豫期せざる運命の年であつた。(「Hartmann, Geschichte Italiens im Mittelalters. vol. II, s. 348 對照) Rex Francorum et Longobardum がひかえめに aequo Romano-rum gubernans imperium をつけ加えた (Pirenne, a. a. o. p. 233) とおなじように、彼は期せずして法皇レオの手から王冠を戴いた。だが四七六年の Romulus Augustulus の崩壞後をはじめての戴冠ではある。ローマの民衆の欲求や法皇レオの満足にもかかわらず、カール自身は奇妙な心情であつたらう。

なぜこのようなことが起つたのか?
レオ三世は、ヴィザンからの聖像破壊により壓迫されたのち七九九年四月廿五日、不劣なヴィザンツの陰謀によりとらえられて、舌を裂かれ、眼をえぐりとられた。(Liber Pontificalis) レオ三世がローマをのがれてその庇護をもとめたのがカールであり、カールはこの事件ではいわば仲裁者としてあらわれたにすぎぬのである。そしてレオ三世に護衛をつけローマに歸し、

その後間もなくこの事件の結末をつけにローマをおとすれることを約したことがこの思いがけぬ戴冠の破目となつたのであり戴冠は、カールにとつては、まさにヴィザンツへの挑戦とまではゆかなくとも少くとも對立を意味してゐたことは確かである。したがつてカールの戴冠の光景は、まことに (Kourasの)ギリシヤ語の語源のとおりグロテスクであり、うつろな眼窩、二つの黒い孔、開いた口をしたレオ三世がこの戴冠式の執行者として立ち會つてゐた。このことを考え合わせるとき、われわれは、果してサクソニーネスの野蠻を高唱しうるだらうか？

カールの世界はしかし安泰ではなかつた。サラセンの興隆によるフランクの海上の脅威のみならず (Prenne, *ibidem*)、國の内外における戦争の諸結果は、さしも好戦的にみえたフランクの自由民にはかり知れぬ負擔をあたえた。(上原専祿教授「獨乙中世の社會と經濟」)「フランク王國に於ける從者制度」
 「二六—二七頁中のツサルたちからの軍事忌避の問題はこのさい決定的に重要である。そしてこのような例外的な(民衆の空氣の反映としての)規定が封建社會で轉移し、それを動かす原動力をなす。平和の欲求は、中世には「金錢による軍務の免除、代人による軍務の遂行」として結實し、王權の衰頽、グランドヘルの伸張は、封建社會におけるセニョールグランドヘルツサルの平和な合理的な生活への歩みの中に行われる。』
 ロートがその詳細な検討を加えているので、その状態がいかなるものであるかを例示するにとどめる。(Roth, *Vgl. Ibid.*,

unten, s. 399.)

ガリア出兵心得——緊急令

貧窮のためにひどくこまつた状態にあるものを整然と記録しまたガリア人以外のものもすべて出兵せねばならぬ。

一、まず第一に、ベネフィキアを有すること明らかなるものは、出陣すること。

二、自由民が、五フーフエの財産を有すること明らかならば同じく出陣すること。また四フーフエを有するものもおなじようになし、三フーフエを有するものも同じく行動すること。しかし二人おつて、その一人が二フーフエを有すること明かなれば、一人のみ(出陣の)準備をなすべし。そしてそのうちいくらか富裕なものが出陣する。また二人おつて、一人が、二フーフエもち、他が一フーフエをもつ場合、おなじく協同し、一人が他のものの(出陣の)準備をなすべし。そしていくらか富裕なものが出陣する。

また三人居つて、その一人一人が一フーフエもつ場合には、二人が三人めのものの(出陣の)準備をする。そしてそのうちいくらか富裕なものが出陣する。

半フーフエを有する者については、五人が六人めのものの(出陣の)準備をする。ある者が貧窮者であり、マンキピア(卑人(Horion))も適当な土地財産をもたなくとも、とにかく(五)ソリドスを前どりで支拂い、五人が六人めのものを準備する。「またそのばあい、二人が、土地を少ししかもたぬことあき

らかなこれらの者共のうち三人めのものの(出陣の)準備をする」。またみずから進んで出陣するものために、何も土地を所有せざること明らかな上記の貧窮者から五ソリドス據出される。またこういつた面を考慮するにあつて何人もそのセニョールをみすててはならない。(三)の査察使や *Condictum placitum* に関する條項は省略するが「また余が査察使のある者は一つの役のために余のツサルの一人と考へらるべし」とのべてゐる點では、カロリングガのツサル關係が國家機關の中ていかに編成されてゐるかを端的に知ることが出来る。(Vgl. M. g. *Ibid.*, unten s. 134.) なおこの原理はフレイザガール續年代記 *Omnes leudes* と通ずる。(Migne, *Patrol.*, Lat., LXXI, pp. 636)

このことは、おそらく緊急な事態に際しての非常時の宣言と考えられるが、カロリング朝の聖堂政策や王權伸張のための軍事行動、ならにその物質支柱となつた財政策、部族的私的財産 *Allodia* を包攝し「止揚」し「*donatio*」や *precarium*, *beneficium*, *immunitas* の展開、ヴィリカチオン・システムの内部から生れてくる中世的個人財産の形成を阻止する農民負擔の成立とその推轉 (Friedrich Lütge, *Agrarverfassung*, unten s. 199.) 等を考へるとき、カールの社會の自由な民衆の生活は、けつして經濟的に自由なものとは言いがたい。フーフエによるこの時期に関する研究が劃期的であるだけに、われわれは、問題の自由な中小土地所有者たちの消長についての

ゆたかな歴史を問題にするわけである。われわれがいわゆる自由民のもとは資本主義社會におけるような比較的均齊な中産階級をそのままだと想定し得ないことは、Dopsch が「*Das wirtschaftliche Entwicklung der Karolingerzeit*」の中で「一面に平等な土地量、つまりフーフエの如きを所有する農民の集團がある」ともに……いたるところで大小種々な土地所有者があつた、すなわち地主領中にもさまざまな段階があり、ふつう自由民の土地所有者の間にも、四フーフエ以上の持主もあれば、二フーフエ以下の貧民もあつたのであるから、ふつう説かれてゐる大地主と均等な自作農との對立という意見は全く誤謬である」(Noch. *Vgl. Ibid.*, unten s. 1 f. Bd. II, 2 Auf) とおつてゐるとおりであるが、われわれには、與えられた時點における *Urkunden* によつて示されたこれらの自由民の社會的地位が、ドーフエののべるが如きカロリング朝の社會經濟構造の發展とともにいかに變化したか？つまりその個々の自由民の法制的な身分が、不變または安定してゐる場合でも、經濟、社會または政治の變動によつて相對的な變革をまぬがれ得ぬことが問題なのである。(Wittich, Ph. Heck, Knappe, *Grundherrliche Theorie-Bauerliche Theorie* 及び A. Dopsche, F. Lütge 等の理解 Neo-Grundherrliche Theorie 批判の時期が熟してゐると考へられるがゆゑに) 逆に個々の自由民の身分についてだけ言うならば、古いものと新しいものとの急激な交替が生じたとしても必しも社會的

安定が得られないとはかぎらない。だがその自由民たちが共通の社会経済的壓力をうけはじめたときもはや個人の不幸というよりは、フランク社会の基盤そのものが沈下しはじめようになり、カロリング朝の大伽藍もまた不安定なものとなる。Traditionskunden (Dopsch, Eberda, Vgl., s. 206-207, Bd., 1)に示された自由民の性格は、文書の示す性格を Numerische Form だけからではまだ充分に把握し得ない。それらの性格の本質は、個々の自由民の小宇宙が、より高次の世界の運動へ展開してゆく、可能性の全連鎖の結節點の脈動のなかで、はじめて具體化する。與えられた時點(またはクロノロギッシュな時系列)における歴史學でのいわゆるイデアル・タイプスと、歴史の現實そのものとのギャップは、このような高次の syntheische な社会集團の historische Individualität における連続性と非連続性、相對的獨自性と關連性の運動をとおして把握されねばならない。(資料の取扱うかたをうけておられる Simon Kuznets, Conditions of Statistical research. Journal of the American Statistical Association, No. 249, vol. 45, March 1950 にきかれて多くの示唆を見出すことができた。)(可逆的に言えば、たとえばカールの戴冠が、ローマ市民に欲求されたとき、アインハルトの美文だけでは、その本質は把握されないのであり、ビザンツやランゴバルドを世界の政治情勢とそれらの欲求をうみ出し、行動に轉化する——レオ三世によつて集中的に表現された——ローマ市民たちの全

生活との一連の結節點の史的構造が問題なのである。) 808 initio de missi dominei が催兵にあたつて所持すべき Brevis Captorium にて次のように規定してゐる。
 「自身(の生活)をカバリーする四フーフエ、もしくはたんなる恩給(フーフイキア)でカバリーされる四フーフエを有するすべての自由民は、自分で(出陣の)準備をし、單獨で出陣する。あるいはまたもしその自由人の主人が出陣すれば、その主人(ゼニョール)とともにた、もしくはそのロミテとともに出陣する。自分で三フーフエもつてゐるものは、おなじように二フーフエもつてゐるものと一緒になり、そのうちの一人が出陣し、他のものがそれをたすける。自分で一フーフエしかもたぬものは、おなじだけもつてゐる三人と一緒にとなり、出陣する者に助けをあたえ、出陣者はそれだけのことをやる。そして援助する三人は家にとどまる。(M.G. Ibid., s. 137)
 ローは、このようなカールの軍制がつかなる過程をたどつてきたかたの詳しい分析をうける。(Ibid., Vgl., unten s. 392-416)
 われわれは、少くとも平時におけるカールの催兵が、ローの輔兵制 (Vgl., Theodor Mommsen, Das Kriegswesen. Handbuch der Römischen Alterthümer. III. 2, s. 1071-1110) と同様なことなつてゐるかをこれによつて知るとともに、その根幹であるカロリング朝の土地制度がつかに急速に展開

して行つたかを知ることが出来る。いかに非常事態であるとは云えずでにカロリング朝では、土地なしの人々が發生してきたこと、またたとえ互助形式によつて兵役の負擔をカバーしたとしてもそれは一定の限度があることがちががてカール以後の時代に明白なつてくる。事態はすでにカールの如き英才をもちつても兵役の負擔を緩和せざるを得なかつた以上 (Roth, Ibid., s. 402-403) つかたしてその歴史の進行をどうも得ようか。

カール大帝自身がローマの司教の住民の暴動を峻厳に抑壓し、レオウエック教皇が八二一年勅令 (Capitula missorum. 821. M.G. Legum, Sectio II, s. 361) でフランクとメナヌンとを結合 (In Flandris et Menrisco) 奴隷たがの (Servorum) 暴動をうけつて語つてゐるが、カールの政治機構とその政策の危機の表現である。(M.G. Dareste de la Chavanne, Histoire des Classes agricoles, 1858. 邦譯 二〇五—二〇八頁参照)

われわれはカールの政治機構とその政策についてわれわれ自身の立場から、できうる限り概括的に要約した。それは恣意的なものではなく、L. アルフレンも『シャルマーニョとカロリング帝國』(一九四七年、序文、廿四頁)で「カールの『人物』を知ることは困難である」といふ事があるが、小稿の研究にも決定的であつたからである。

カール大帝治下の Conventus generalis の性格

Glossar de Ducange, C. 259 以下 Conventus (p. 1039) 以下に次のものがあげられてゐる。
 Conventus 以下 Mallum, Placitum publicum を意味する。フランク語の語彙 Conventus 以下 (多くのフランク語はあるが、筆者) キリシヤ語のメンデーアン、スマン、エメン、マッテラン、スネエ、レナン、メス、フット、ロマンヌ、『集會』を意味する。フランク語の法典 tit. 36 §. 参照。Conventus 以下 中々慣習として、フランク語の 100 人の集會の Comitae, またはその Missio, または Centenario, または 10 日に行はれる。Placitum 以下 Sabbatosabbatum (a Jewish festival in October) の日、また comes や centenarius, 又 慣習として、フランク語の Campus Martii, 又 参照をうけた。 Campus Martii & Madii, vel Magi, Comitia publica, seu generales conventus 以下 年ごとの、month of March を参照。フランク語の初期の王が年々それを行つた。それはあけはなれた原野で陽光のもとで行われた、そこから文筆家によつて一般に Campi Martii と呼ばれるようになった。…… 514 年たつて、フランク語の Campi Martii と呼ぶ武器を展示する phalangae (軍事) と呼ぶ武具をひけてやういふやうに命ぜられた。Mars は、戦

教の軍神と信ぜられた。……(キリマンヤの *Uguz* (クニオ
ドメ)「労働と日々」(四五行)なおキリシヤ人やローマ人には
軍事は、仕事と考えられていた。)部族が *publicus malus*
で軍神の日をすくじるときは、その権をとらなかつた。…
最初に即位した王族は、(軍神の日を)保持しつづけたが、そ
の後軍神の日は、*Conventus* を指示するようになった。*Caru-*
us が軍神の日と言及する。……最後に *Franken* の *Mari-*
Campus を *Conventus* とよぶようになり、そのことを王は、
戦争の手續をさるなることとした。つまり王は、この *pu-*
blicus Conventus による軍勢を閲見した。……*Franken*
us は、*Caru* の子に *Franken* の *Nieverna urbs* に、
全軍をひきつづけ、*Franken* の *Franken* 人やその貴族と
Campo Medio の *placitum* をあつたといふ。……
その後、*Franken* の *Conventus* は、*Franken* から *Anglos* に
したわした。——大要、*Ducange* は、以上の如く説明する。
。

B

Fustel de Coulanges は、*Franken* の問題をもつた
業績を述べている。De L'organisation judiciaire dans le
royaume des Francs. Chapitre II. De ce qu'on appe-
lait « malus » 及び Histoire institutions politiques
de l'ancienne France. 1877, pp. 493-500 及び Louis Ha-
lphen, Barbares, L'organisation politiques et admini-

strative du royaume franc. p. 53-57 と同じように概括
的に要約した諸問題の一つの根據を法史的に展開している。
Franken シュがとりあげた問題は、われわれの一つの手がかり、
一つの素材としてボジティヴにうける必要がある。

Franken シュは、*Franken* の *Franken* の中で *ma-*
lus, judex, rachimbourg, palais とよばれるものをた
たきみるが、これらの種々な要素の個々の研究の後に、は
じめで、われわれは、この法的組織についての *Franken* の
「このイデーをくぐる」ことができる。……(Ibid., p.
374) (われわれは、*Franken* シュの時代の歴史學的手法を
問題にするのではなく、*Franken* シュがそのまま考證せんと
している対象そのものを問題にする。) *malus* という術語
は、*Sarika* 法典のなかでもすてじは、*Franken* シュの
Franken 法典でも若干みうけられるのであるが、この術語は、*Franken*
us の全立法であられるのではなく、ただ *Franken* シュ
Franken の立法であられるべきな。……(Ibid., p. 374-375)
malus は、法の秩序に關係のある判決や行爲が行われ
た場合のみ用いられたべきな。したがってこのことは、
Franken シュのイデーは、(軍の集合というふうな)人の結合のイ
デーよりむしろ法のイデーであり、このことは重要な注
意すべき點である。したがって *malus* を集會と譯すのは、
誤解と譯す方が正しいのである。(Ibid., p. 378) したがって *ma-*
lus publicus という表現が、*Sarika* 法典の「*Franken* Formula

中では、*Franken* の *Franken* をあらわされてくる。だが少くとも *Franken*
Franken の *Franken* は、(われわれがすでに示したように *Polis*
の歴史を經過せず、*Res publica* の組織をもたぬ *Franken*
——筆者) *publicus* というのは、人民に關すること
をなして王と關係がある。 *Villa publica* が、王領を意味し、
Franken は *judex publicus* が、王領をいふ。また王
命された官吏を *Franken* と呼ぶことは明らかだ。……
……(Ibid., p. 380-381) *Franken* *publicus* というのは、
だが、*judex ecclesiasticus* と對照的に用いられる。 *judex*
publicus は *Franken* の *Franken* *judex ecclesiasticus* また
judex episcopi と對照的に用いられる。(Ibid., p. 381)

Malloberg はまた高所を意味する *berg* という *Franken*
を含んで *Franken* が「*Franken*」をいふこと *la montagne*
de jugement」を意味せず、その語根は、字義上のまたは本
源的な意味をとどめなかつた。(現代中國語の多少、兄弟にけり
る少、兄のことである——筆者)。したがって人間が各時代
にもつたイデーをすなおにみてゆかぬならば歴史の誤謬
をおかすことになる。……(Ibid., p. 383)

かくて *Franken* は、*Waltz* を *Sohn* を批判しながら
(Ibid., p. 389) 自己の意見を貫徹し、*malus* は、裁判する集
會を意味せず、裁判する場所を意味したとの。(Ibid., p. 396)
malus が人民の集會であるという早計をたしなめる。(Ibid.,
p. 397-398) その法律の行われる範圍に *malus* は

カーン大帝治下の *Conventus generalis* の性格

五三 (一九五)

への階級、すべての種族がうけた裁判をいふ。(Ibid., p. 402)
と結ぶのである。

この問題は、*Franken* シュが畢生の努力をかたむけた *Franken*
Franken の國家、政治、經濟の全研究成果によつてなされる
ところであり、*Franken* 批判という小々な枠をはるかに超
克している。だが法史的な *malus* の理解は、王領の *Duca-*
nges の *Franken* 問題としかに關連し、*Franken* の無關連であるか
を示すことがわれわれの問題なのである。少くとも *Franken* の
國政が、王權の伸張と切ななして考へられ、*malus* が
また *Ducange* の *Franken* *placitum publicum* の範圍に
意義を擴大したと相違なく。

Francis N. Estey の *The meaning of Placitum and*
Malum in the Capitularies, Speculum. 1949, 6, p. 435
及び *Placitum indicates a minor Court, Mallum—frequ-*
ent Court. といふことは、立法の主旨や法制そのものは、
歴史の展開とともに立法者たちの意志いかんにかかわらず變容
をまねがれがたい。われわれは、*Franken* シュの *Franken* の
文化連綿性や非連綿性の問題をもちこたひたして問題をな
んきゆらめせることをさけるが(拙譯「*Franken* 修道院のイ
ンキロウ」(社會經濟史學會)一九五一年一月)少くとも
Ducange が示すような *Sabbato sabbatum* のことを宗教
的動機を一切排除して、*malus* を法制上の問題でのみ限定す
ることを固執する理由がどうしてあり得ようか。もしやうす

るならば、すべての *malus* を限定された一つのものに還元し
きらねばならぬという矛盾をまぬがれない。 *malus* を法史學
的に純粹な姿に清めたクローランツの功績は、特筆すべきであ
るが、われわれはその限界をも正確に認識せねばならぬ。

(註) この問題については *Lex familia, Lehn Recht* の
分化と現代中世史學者の思考する封建的統一關係の矛盾展開を
とおして再考されねばならぬ。

フランクが、その軍事的展開を急速におこなうとき、 *Malus*
が王權を媒介として軍制や行政、宗教會議等とかく癒着する
條件として、フランクの *Capitulare* がローマ法におけるよ
うな *ius et Lex* (Ludwig Mitteis, *Römische Privatrecht*, s. 32) の性格をもたなかつたことを考慮した。

トウキエウディデスやヘロドトスが示した史學の二つのジヤ
ンルを現在の段階で成長させるために、われわれは、 *Migne*,
Ibid., CIV, 390. 『主、カール王は、ウォルムキア市で民衆の
總會をもつた。』(『ルドウィッヒ王と貴族たちは、セプティマイ
アの地で總會を「行うように」定めた、……』(『ルドウィッヒ王
はたしかにその年(七九〇年)にトロサで總會をもつた。』等に
あらわれてくるカローンガーの *Conventus generalis* の性格
を記述しながら求めてゆく。

Omega

Conventus generalis が、カールの時代にタキトウス時代
とおなじように大事を決定するために用られたことが知られる

のであるがカールの時代には、部王の王國からもはや眞の君主
的國家の内容と形式をそなえたものに轉化し、人民の發意がそ
のまま浸透するような民會を想定することはできない。

Conventus generalis は、カローンガー時代の主要な制度
の一つを構成しており、それは年に二度、一度は、春に、一度
は秋にひらかれた。秋の總會は、 *nobiles* (貴族) / *proceres*
(首長) や王の *consiliator* (助言者) のおもだつたものから成
り、もつとも重要な問題について協議した。つまり統治や和平
や戰爭の問題が討議された。しかし緊急を要しない場合には、
その決定は、さらに全般的な集會が五月にひらかれるまで保留
された。そしてその集會で人民(ポプルス)の承認が得られる
というふうな具合になつていった。しかし *Hinemar* が注意深く
指摘しているように、何も決議されなかつたというふうには、ま
たはあらかじめ討議をせされなかつたと思はせしめるようにやら
れた。

カールの帝國が、古代から中世への移行過程での特殊な軍事
的な帝國主義國家であり、いかにしても古典古代の奴隸制を成
熟せしめ得ぬ階級構成と政體のいちじるしい矛盾をはらむもの
である以上、この政治形態は、この矛盾の表現たるにとどまら
ず、國家權力の上部構造の衰退とともに急速な崩壊を實現する
史的な根據を内部にもつていた。(カールの英才がそれをひき
のばした)。

カールの軍制は、末期ローマ帝國の傭兵を主とする軍制と異

り、民兵とくに歩兵に重點がおかれていたがその統帥は、族的
貴族制を止揚した半ば國家機關としての公、伯の軍司令官のみ
ならず、セニョールルニョール(セニョラートワサル制)

の軍事、行政制度をその史的根據とし、カールが、その頂點に
立つ以上、之等の *populi conventus* も亦その方向に軍事的民
主主義を止揚し、專制的民主主義 (*ratio popularis de domi-*
natus) の形態に方式化 (*formulatio*) せねばならなかつた。

さればこそ上述の *populi conventus* は、初期には、軍の招集
と一致したが、やがて形式化せざるを得なかつた。カローンガ
一の政體がギリシア・ローマにみられるような長い政治闘争の
史的所産としての既成の國家機關をうけついたのでではなく、
Ratio のせん滅すらひきおこしたような激烈な民族戦の戦闘間
に形成され、カール・マルテルによつて準備された未熟ではあ
るが活力ある弾力的な性格をもつていたことは、戦争間にさえ
發布された諸勅令によつても知られるが、上述の *populi Co-*
nventus が、敵國や國境、ザクセン戦争間に、パデルボーンや
ウォルムスやラティースボーンにひらかれたことがこれを立證し
てゐる。

populi conventus は、メロヴィンガー朝の *Campus de*
Mars の大規模な發展であつたが、カローンガー朝では、 *Cam-*
pus de Majus (*Magii Campus, Maji Campus*) と呼ばれる
よつた。

Conventus generalis は *placid, placitum, synod* とも

カール大帝治下の *Conventus generalis* の性格

呼ばれていた。そしてもともと *Austrasia* のみでなく *Neu-*
stria, Burgund にもおこなわれたのであるが、後の兩國では
すたれてしまつた。

Campus de Majus が *populi Conventus* と呼ばれたの
は、それを構成する *Menber* (民兵) が自由な人民 (*populus*)
から成つていたためであつた。しかしそれが、武器をたすさえ
て召集されたすべての自由民を包含するような初期の總會にお
いてさえ、そのレウデスをしたがえた貴族 (*Nobiles*) の親睦
會のようなものであつた。そしてその主長たちだけが、論議し
あつた。クロタール二世(六一三—六二二年)やダゴベルト
(六一二—六三八年)のもので、この會合の軍事的性格が漸次う
しなわれてゆき、この會合は、ますます人民や司教たちの問題
を論議するよつた。

カールのもとでは、君主と人民との國政上の懸隔はさらにい
ちじるしくなり、總會が、軍事的な大事を民衆とともに決する
よつた内容をもつことができず、一つの儀式的なものにまで轉
化してしまひ、ルドウィッヒ敬虔王やカール禿王のときには、
もはや此よつた軍事的な意義はまづたなくなつてしまつた。
だが反面カールの政治をささえたものは、ローマのよつたいか
めしい政治機構にあるのではなく、王權と民衆の間のこのよつた
な彈力的な社會的自由とその物質的な基盤にあつた。總會は、
あけはなれた屋外でおこなわれ、繪畫的な光景を展開したに
さうしない。會議の主旨は、幾百人もの部下を従えた主長、方

伯や聖職者から成り、五月の陽光をうけてその衣裳は、うつくしい *matto* をなしていたとおもわれる。

討議には *nobles* たちだけが加わり、この人たちしか意見をのべるのがゆるされなかつた。ただ形式上は、従えてきたワサルやアントルスチオネスの意見を豫め確め、これを代議するということになつてた。しかしカール個人としては、群衆の中に入り、一人一人したしく質問し、若者たちに冗談をどばし不平をきいたり、はげましたりした。カールが人気をました理由の一つはたしかにここにもあつたとおもわれる。

まさしくカールは、君主であるとともに人民のセニョールであるという意識が、その政治の上で民衆に普及したし、行政的にもこのような階級構成と政體の有機的發現としての政策が、ワサル關係の統制強化や私的ワサル制度を極度に活用した軍制や行政 (*missi*) の獨自な關係をうみだした事が確認される。聖界の統治についてもまたその例外でなかつたことは聖職者たちや宗教會議に關する諸勅令によつて確認しうるところである。

(一九四九年、十月脱稿、一九五一年、十一月加筆)
Le grand Générateur historique, 上原專祿教授の御教示に深謝する。

書評

新刊のアメリカ入門經濟學叢書
(THE ECONOMICS HANDBOOK SERIES) より

本叢書について

經濟學という學問の場合、新しい思想の創造に注がれるエネルギーと、それを傳播するために費されるエネルギーとの均衡が、ことのほか大切であるように思われる。如何に優れた思想であつても、狭く象牙の塔にのみ局限されて市井人の間をゆたかに灌漑することがないならば、それは所詮不毛であり不生産的であり本來の機能を果さぬものと言わなければならぬであらう。最近の經濟學に於ける高度の分化と分析技術の精緻な進展とは、ややもすれば經濟學者をますます各個の専門的な研究にのみ誘ひ、自己のアイデアを普及せしめる志向を蒸發させてゆくとともに、他方市井人教化のあまりにも大きな部分を安易に無資格な教科書書きにのみ委ねてゆく趨勢を生み出しているけれども、この學問の本來の生命に立戻つて考えるならば、このような事態の改善こそ今日の學界に要求されている最も大きな課題の一つであると言ふことが出来るのである。

る。

入門經濟學叢書 (The Economics Handbook Series)

の名の下に公刊される本叢書は、アメリカ合衆國に於いて、何よりもかかる弊害の克服を目指して誕生したものである。編集者セイモア・ハリス教授の言葉にもあるように、本叢書に於いては、著者の第一の任務は「學問に重要な新奇典をなすということよりもむしろ學者としての彼の業績が教室の中だけではなく外部の世界にも及ぶかぎり廣汎に擴つてゆくような仕方であり、自己のテーマを書くこと」におかれている。換言するならば、アメリカ經濟學界第一流の權威自らがそれぞれ自家薬籠中のものとなつてゐる經濟問題を把えて、そのエッセンスを誰にでも分るような形で提供しようといふのである。收めるところは約二十五冊、その内容としては、既に公けにされたフーパー「經濟活動力の配置」、ハンセン「貨幣理論と財政政策」、スミージー「社會主義」などの他、これからの刊行を豫定されているものの中には、一般經濟理論ではサムエルソンの「經濟學入門」、チェンバリンの「價值および分配の理論」、レオンティエフの「數理經濟學」、メッツラーの「動學的經濟學初歩」、マハループの「經濟學の範圍・概念および諸方法」、ハバラーの「景氣循環論」などが擧を並べ、應用經濟學に於いてはケリスの「國際貿易論」、トリフアンの「中央銀行論」、スリクターおよびダンロップの「勞働經濟學」、ジョン・カッセルズの「農業經濟學」、メイソンの「産業組織論」、ハイカー、ヒルおよびカニンガムの

本叢書について

「交通經濟學」など、更に經濟史の部門ではハッチンスが「アメリカ經濟史」を、ロストフが「ヨーロッパ經濟史」を、という周到さである。そのほか編集者ハリス自身が「社會保障の經濟學」を書き、またアブラム・バアグソンがその得意とする「ソヴェト經濟學」を分擔するなどということも附け加えられておいてよいであらう。ただ本來のスケジュールのうちシムムペーターにその擔當を委ねられていた「貨幣論」と「銀行論」とがこの碩學の突然の死によつてもはやわれわれの手にし得る機會を永久に失つたであらうことはかえすがえすも残念なことである。

本叢書に收められる書物は何れも二五〇頁から四〇〇頁位の手頃な長さで書かれ、一年に數冊ずつ約四、五ヶ年に亘つて刊行される豫定になつてゐる。われわれは以下與えられた紙面を利用して、本叢書の中今回公けにされた三冊の新聞書の書評を行うことにした——タイトの「資本主義」、ラーナーの「雇傭の經濟學」、シェリングの「國民所得解析」がすなわちそれである。これらの書評に立入るに先立つて、以上の短い紹介の言葉が、本叢書の意義を多少とも明らかにし得たならば幸いである。(福岡記)

参考までに本叢書所収の各巻の原書名を左に掲げておく。
その中*印のもののみが既刊である。

General Economics
Paul A. Samuelson, A Primer of Economics.

五七 (一九九)